

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
ように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）  
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、「次に掲  
げる事項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特  
区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業  
を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、  
第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び  
第4項第1号」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に  
改め、「ものに限る。）」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家  
戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は  
事業所」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（国家戦略特別区域小規模保育事業者に  
あっては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定

員)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加える。

第29条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。